「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「高齢者住宅改修費給付事業」

（事務局）　それでは、１時まで少し時間がございますので、次の議論に移らせていただきます。

予定を変更して、高齢者住宅改修費給付事業のほう、開始させていただきます。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　この制度は介護保険制度の住宅改修費を利用する高齢者に対しまして、介護保険制度を補完する制度として住宅改修助成を大阪市独自で上積みをしているものでございます。具体的には介護保険制度では20万円まで１割の自己負担を求めて実施しております。本市の独自分につきましては、それに30万円を上乗せして助成しておりますけれども、自己負担をいただいておらない状況でございます。

見直しといたしましては、受益と負担の適正化の観点より、上乗せ部分についても１割の自己負担を導入するというものでございます。

以上です。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。

（健康局・福祉局・区）　高齢者施策部長の久保でございます。

高齢者の住宅改修費の給付事業でございます。これは介護保険法第45条に規定されております居宅介護の住宅改修費を利用する者及び要介護認定で非該当と判定された高齢者、今まで特定高齢者と申しておりますけども、この方々に対しまして、介護予防、生活支援の観点から介護保険制度を補完する制度として平成12年度より改修の助成を行いまして、高齢者の福祉の向上に資するということを目的にしております。

なお、平成12年度以前につきましては大阪市の単独事業ということで、大阪市高齢者在宅整備改造費助成事業ということで50万円の助成を行っておりましたけれども、先ほどありました平成12年度から介護保険法で規定されました支給額の20万円を切り離して30万円の助成となったところでございます。

この現行の介護保険制度では住宅改修の対象となる工事が限定されております。身体

能力が低下した要支援、要介護認定を受けている高齢者が必要とする住宅改修工事は多岐にわたっておりまして、介護保険制度では改修の対象とならない工事もございまして、それを補う形で所得の区分に応じて最高30万円の住宅改修費の助成を行っております。

例えば、身体能力が低下した要支援、要介護認定を受けている高齢者が必要とする住宅改修工事について、介護保険の給付対象となります工事には、浴室では浅い浴槽の取りかえや手すりの取りつけ、トイレでは和式から洋式トイレへの取りかえや給排水工事などがございます。また、介護保険給付対象とはならない工事には、浴室では手すりの取りつけに伴います壁の改修、段差、それと階段の段差を解消するため、それから浴槽の取りかえに伴う給湯機や金具の取りかえ、トイレでは手すりの取りつけに伴う壁の改修ということでございまして、これは改修工事がいろいろと必要になってまいります。利用者にとりましては、限度額を超えて自己負担が増加するたびに、限度額に合わせた一部の工事のみを行っている事例や、工事の仕様を安価なものに変更したり、本来必要としている他の改修工事を断念してるという事例も聞いております。

本事業の助成額につきましては、平成22年度の実績でございますけれども、助成事業利用者の全体の４分の１が30万円の助成限度額を超過して自己負担が発生をいたしております。自己負担額の平均といたしましては約16万円程度でございまして、先ほど述べましたとおり、実態としては特に低所得者については自己負担額が発生していない方もそれ以上の改修工事費を必要としているところでございます。

以上のことから、本事業は住みなれた住宅での在宅生活の継続を支援するために、介護予防の観点から身体能力の低下防止に寄与して住宅の改修内容の向上と低所得者対策の観点から自己負担平均の16万円をカバーできるように、逆に限度額を30万円から50万円に引き上げさせていただきまして、受益と負担の適正化のために１割の自己負担制を導入をいたしたいと考えております。１割の自己負担後の助成額は45万円となり、現行より15万円の引き上げとなります。

なお、第５・第６段階の限度額、現行５万円でございますけれども、これも同率のアップ率に準じて５万円から10万円といたしまして、１割負担後の助成額は９万円となり、４万円の引き上げとなるものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。よろしくお願いします。

（改革ＰＴ）　ちょっと拡充要望が入ってきたような感じになるんですけれども、他団体と比較をいたしましても、この限度額、名古屋市では実施しておらないですとか、京都、16万円、横浜、神戸は100万円という確かにそういう団体もございますけれども、こういった４市比較いたしましても、本市の50万円を今、変える状況にはないのではないかなと思っております。

また、これ変えますと１割の自己負担を求めても、結局、改革効果というんですか、それはどうなんでしょう。

（健康局・福祉局・区）　もともとの１割負担だけでございますと、改革チームの試案では大体900万円の削減ということでございます。ただいま私どもが説明いたしました案になりますと、歳出が逆に1,100万円の増という形になります。この考え方でございます、例えば一つの例でございますけれども、要支援、要介護の方ですけども、要介護１の方、これを例にとってみますと、この方が大体年間で介護給付を受ける給付額というのがございます。大体月に換算しまして平均２万3,400円でございます。これを12カ月、１年間、それに50万円の改修工事を足すということでやりますと、大体147万5,600円という数字が出てきます。それと、この方がこの工事を行わずに、例えば介護が進んで特養施設に入所されたという形になりますと、これが大体250万円程度、介護給付費が必要になります。その差額で大体100万円以上給付費を払わなくて済むということになりまして、これ今年度の予算ベースでございますけれども、530人の方がこの工事、大体希望されてまして、その予算ベースで言いますと、逆に特養に入所せずに在宅で生活をずっと続けていただきましたら、大体５億4,500万円程度、費用が少なくなると。その介護給付費の中で大阪市の持ち分というのは12.5％ということになってございまして、それを計算しますと大体6,800万円、もしこれが半分の方であったとしても3,400万円ということで、この制度では1,100万円ふえますけれども、それを予防することによって逆の介護保険給付費の全体の中からは一般会計でその6,800万円なり、3,400万円ぐらいが少なくなると考えておりまして、この制度だけではなくして、ほかのところに影響の分を考えてよろしくお願いしたいと思っております。

（改革ＰＴ）　ずっとオープン議論やってきて、初めて増要求というか、増要求の議論する場なのかどうかというのもあるんですけれども、今の御説明でいったとしても、それどうやって検証するんですかね、そういう施設に入らない原因というのが、この改修費の一助をもってそうなのかというものでもないし、結果としてこういう形で減り

ますというものがないのであれば、その財源をどういう形で持ってこられるかということを示していただかないとなかなか難しいんじゃないかなと思います。その再構築をした上でどういうものにしていくという議論はここで議論、今日もしてきたわけですけれども、限度額を上げますという議論をするのはいかがなものかなという気はしておりまして、少なくとも自己負担という考え方、これはいわゆる介護保険制度に合わせていこうと、その介護保険の対象にならない、それに付随する部分については、やはり整合性ということで合わせていくという、そこについては50万円に限度額上げないんであれば現行どおりだとかいう、そういう議論なのかどうかという点だけまず確認しておきたいと思うんですけど。

（健康局・福祉局・区）　１割の自己負担につきましては、当然、私どもも介護保険の制度と整合性を保つために、これについては１割負担導入はしていきたいと考えております。

（健康局・福祉局・区）　ちょっと補足的にですけども、平成12年に介護保険制度入りましたときに、市会の論議の中で、それ以前からやってた福祉サービス、例えばこの住宅改修の50万円、福祉サービスについては後退させないというのが市会の論議の主軸になったんです、御記憶かと思いますけれども。その際に20万円分の１割ですから、実はこの介護保険での１割負担分が後退にはなるということで、かなり責められた記憶があります。ただ、現在、関係先と話をしてましたら、介護保険制度との整合性の問題で１割はやむなしかなと、こっちの施策についても審議のほうにもついてもという話にはなってはおりますけれども、当然、介護予防の観点から、一定この制度の住宅改修の必要性といいますか、有益性が認められるならば、制度的拡充も必要なのではないかという論議も一方ではあります。

ただ、本日、こんな形で増要求という形で出させていただいたのがいいのかどうかという問題、それからほかの保健福祉サービス、高齢者の福祉サービスもあわせて全体の中での絵を描くという問題もあろうかと思います。それはまた御相談させていただきますけれども、介護予防による介護度の増加を抑え込むというのは、なかなか数値化しにくいというのも正直なところでございまして、ちょっと部長のほうもかなり苦しい御説明になったかと思いますけれども、こういう形で要求はさせていただいてますけれども、ほかのもろもろの事業、施策との整理の中で考えていきたいと思ってますので、むしろこれは財政局との話になるんかなという気がしてます。

以上です。

（改革ＰＴ）　ですから、この場は改革というか、今のありようについて、特に市費の負担について減らす方向でどんな方法があるのかなという議論をする場やと思いますんで、施策の拡充要素については、ただ、単なる拡充じゃなくて、反射的に市全体の負担は減る可能性はありますよということを踏まえたお話やとは思いますんで、ただ、それを本当に担保しようと思うと、例えば改修費の補助事業を受けはった方は特養の入所がもし迫られてきたときに一たんお断りしますよということを言うんであれば本当に担保されるかもわかりませんけども、そんなとんでもないことはできへんわけで、ですんで、そちらのほうの推計みたいなやつはどの程度の確からしさを持たせていくのかというのは、また少し違う議論もせなあかんのかなと思いますんで、ちょっとそういう意味で言うと、この試案で出ている見直し案についてのお考えはどうなんやろうというとこはもう少しクリアにしといていただいて、それにプラスになってる限度額云々のところはもう少し違うところでまた議論したほうがいいのかなと思います。

（健康局・福祉局・区）　言いたいことは言うとこうということで載せてますので。

（事務局）　それでは議論を終わります。

これをもちまして午前中の議論を終わります。どうもありがとうございました。

（橋下市長）　ちょっと繰り返しなんですけど、本日はありがとうございました。お疲れさまでした。やっぱりきょうは老人憩の家のあの話はちょっと衝撃でして、でも役所だったらしようがないと思うんです。きちんとこれも幾ら細かなルールであったとしても、役所だったら全然あれは非難されるようなことでもないし、やっぱりルールを守るというのが行政の姿だと思いますので、それを変えていこうと思ったら、ちょっと役所全体で大号令かけなきゃいけませんから、福祉とかだとああいう話がすごい多いのかもわかりませんけれども、皆さんのほうでやっぱり役人という立場で職員という立場で守らなきゃいけないけども、でも、これはおかしいなというやつは僕のところに上げてもらって、やっぱりそれを変えていきましょうよ、やっぱりみんなどっかでおかしいなと思ってて、谷川さんが10年前ですか。

（改革ＰＴ）　そんな前じゃない。

（橋下市長）　だから。

（改革ＰＴ）　すぐ、もう当然、直ってるもんやとばっかり思ってた。

（橋下市長）　でもこれは職員、公務員、役人という立場で守らなきゃいけないルールと

いうのは当然あるでしょうから、それをおかしいなと思ったやつはなるべく上げてもらって、もう政治的にこうしようと号令かけますんで、決して今までやってきたことがあれが間違いとか、そういうことではありませんので、ああいうことを変えていくのが分権の第一歩だと思いますんでよろしくお願いします。

（事務局）　それでは午前中の議論をこれで終わらせていただきます。

本日は夕方18時30分から同じ場所でまた再開させていただきますので、よろしくお願いします。

（橋下市長）　どうもお疲れさまでした。